

植物防疫所

病害虫情報

No. 43

1994.3.15

輸入禁止品の輸入許可状況

はじめに

わが国の植物防疫法では、農林水産省令に定められている輸入禁止植物のほか、有害動植物や土などの輸入を禁止している。しかしながら、試験研究用に供するため、事前に農林水産大臣の輸入許可を受けたものについては、輸入が認められている。農林水産大臣の輸入許可を受けようとする者は、農林水産大臣あてに試験研究の目的、方法、場所、管理責任者など必要な事項を記入した輸入禁止品輸入許可申請書を最寄りの植物防疫所に提出する必要がある。植物防疫所は、この申請書を受けて輸入禁止品が適正に管理され散逸するおそれがないかどうか、試験研究を行う管理保管場所などを審査した上で、輸入許可されることになっている。

輸入が許可されると

輸入許可指令書と輸入許可証票が交付される。許可指令書には、許可された輸入禁止品名と数量、その他必要な管理条件などが付されている。許可証票(写真参照)は、輸入禁止品の外装に添付して、植物防疫所気付けで輸入することとなっている。

試験研究期間中は、輸入禁止品の散逸防止に万全の措置を取ることが義務付けられており、年度

末には輸入禁止品利用状況報告書を植物防疫所を経由して農林水産大臣あてに提出することになっている。また、試験研究が終了した場合には、植物防疫官の立会の下に廃棄処分することとなっている。

輸入禁止品の輸入許可に係る具体的な手続きについては、本誌第18号を参照されたい。



輸入禁止品の管理状況調査と輸入許可証票

近年、遺伝子工学の進展や国際的共同研究などの国際協力の活発化に伴い、輸入禁止品の許可品目が多様化し、数量も増加している。許可品目は①土壌、②病菌ウイルスを含む有害植物、③昆虫、線虫、陸生貝類などの有害動物、④輸入禁止植物の四つに区分される。

最近の輸入許可申請件数の推移は、図のとおりで、昭和55年以降毎年300件以上になっている。申請件数の多い品目は、土壌、有害植物、有害動

物、輸入禁止植物の順になっている。

一方、試験研究機関における輸入禁止品の管理利用件数は、昭和55年は526件、昭和61年は834件、平成4年には昭和55年のおよそ2倍の1,160件と急増している。平成4年1月現在の国公立研究機関、大学及び付属機関、民間研究機関における輸入禁止品の管理利用状況は表のとおりである。管

理利用件数の多い品目をみると有害植物、土壌、有害動物、輸入禁止植物の順になっている。

近年における輸入禁止品別の輸入目的は、次のとおりである。

土壌 土壌中には抗生物質などを産生する微生物の存在が知られおり、民間研究機関を中心にこれら有用微生物の探索が盛んに行われている。また、一般的に各種土壌の基礎分析用のほか、最近では地球環境の保全を目的とした熱帯雨林土壌の分析や、水田土壌中のメタンガス発生量などの調査も行われている。昭和61年にソ連のチェリノブイリ原子力発電所で起きた爆発事故の影響を調べるため、ソ連や北欧の土壌についても継続的に調査されている。

このほか、海外で建設されるダムや建築工事の基礎資料とするための力学試験用サンプル、化石や史跡などの年代測定用の土壌などが輸入されている。

有害植物 従来は我が国に発生している病害と比較研究するために導入されるものが多かったが、最近では、海外で問題になっている病害を国際協力の一環として導入する事例が増えている。研究目的は、植物に対する病原性の調査や生理的遺伝的性質の比較、同定など病理学的研究はもとより、微生物が生産する物質（毒素、糖、ステロイド、ビタミンなど）に関する研究などさまざまである。

特に昭和58年頃から申請が出てきた根頭がんしゅ病菌と毛根病菌の2種は、遺伝子工学の進展とともに植物に目的の遺伝子を組み込むためのベクターとしての導入が増えている。また、タバコモザイクウイルスやポテトスピンドルチューバーウイルスも植物の形質転換のベクターとして導入されている。

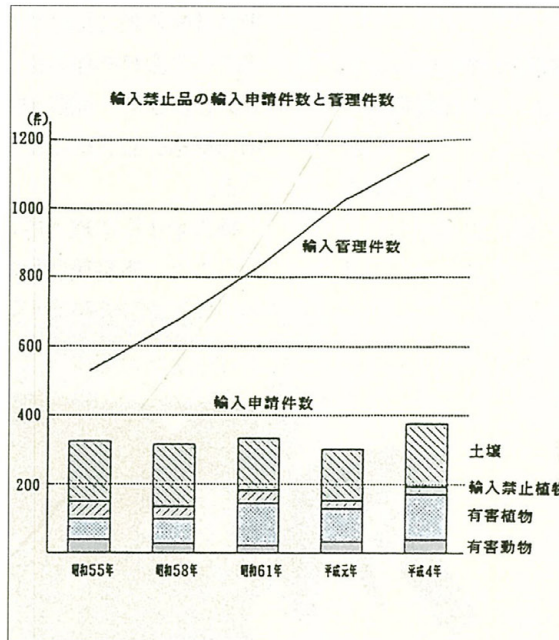
有害動物 主に昆虫、線虫、陸生貝類などの生態調査や分類同定のために輸入されている。例えば、

海外からの飛来害虫であるウンカ類が導入され、薬剤抵抗性の検定や生理的性質の調査が行われている。

また、過去においては、中国からヤノネカイガラムシとフリタマバチが導入され、これらから天敵のヤノネキロコバチ、ヤノネツヤコバチ、チュウゴクオナガコバチが発見され、実際の防除に利用されている。最近では、ハダニ類やアザミウマ類などの天敵を探索するための導入が増えている。

輸入禁止植物 遺伝資源としてイネモミ、サツマイモ、パレイショなどが世界各地から導入されている。

横浜植物防疫所調査研究部でも農林水産大臣の輸入許可を得て、植物検疫上重要な病虫害（例えば、ミバエ類やゾウムシ類などの害虫、病原菌やウイルス）を導入し、試験研究を行っており、得られた成果は、輸入植物検疫で発見される病虫害の検出方法や同定技術の向上に役立てられている。



輸入禁止品の管理利用件数

平成4年1月現在

禁止品別 管理場所	有害動物	有害植物	輸入禁止植物	土 壌	合 計
国公立研究機関	34	230	24	55	343
大学及び付属機関	32	220	13	159	424
民間研究機関	21	228	13	131	393
合 計	87	678	50	345	1160